

岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金交付要綱

[令和4年4月12日 制 定]

(総則)

第1条 県は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条及び第8条の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）等の賃金改善を図るため、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関のうち知事が別に定める医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う看護職員等の賃金改善に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び看護職員等処遇改善事業実施要綱（令和4年1月11日医政発0111第4号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、こ

れを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、これを交付するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定をしたときは、知事が別に定める方法により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（交付対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、知事が別に定める報告書において定める書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (5) 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、令和4年6月30日までに、知事が別に定める申請書に当該申請書に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項に規定する変更の交付申請があった場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める報告書に当該報告書に定める書類を添えて、知事に実績報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助対象事業の完了、中止又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事が別に定める方法により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が定める方法により、補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は規則第5条の規定による交付決定をした場合において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は補助事業者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定による処分に関し、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙 1）
- 3 賃金改善計画書（別紙 2）
- 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 5 賃金改善されたことが確認できるもの（給与規程の写し等）
- 6 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第3号の承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度消費税等税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院の名称

代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 所要額精算書（別紙3）
- 3 賃金改善実績報告書（別紙4）
- 4 補助金調書（別紙5） ※地方公共団体のみ
- 5 歳入歳出決算書（又は見込書）の抄本
- 6 補助対象経費の支出を証明する書類
- 7 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
法人名及び病院の名称
代表者氏名（開設者）

年度岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった
年度岐阜県看護職員等処遇改善事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり
請求します。

記

補助金請求額 金 円

- 1 確定補助金額（交付決定額） 金 円
2 請求額 金 円

<振込先>

金融機関本（支）店名	
口座名義人（フリガナ）	
普通・当座預金の別	
口座番号	

発行責任者	
担当者	
連絡先	